



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働六〇）

〔その他告示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があつた件  
(総務一六三)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があつた件  
(同一六四)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があつた件  
(中央選挙管理会七)

○令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があつた件

—  
—

- 司法書士法第三条第二項第一号の研修の指定（法務八七）
  - 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同八八）
  - 特定水産資源（まさば及びこまさば）太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びこまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七二七）
  - 農業を登録した件（同七二八）
  - 農業の登録が失効した件（同七二九）
  - 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三八）
  - 船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同三八一）
  - 船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（同三八二）
  - 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

三 ○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項による

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（東北運輸局最低賃金公示三）

國家試驗

日本国に帰化を許可する件  
(法務省告示配二四)

公告

諸事項

官序

裁判所

相続 失踪 除権決定 破産 免責  
特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他





## ○農林水産省告示第119号

農業省告示(昭和11年農業省告示第119号)第十一条第1項の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第11条の規定により公告する。

令和7年5月16日

令和7年3月3日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18591	イマゾスルフロン・ダ	S D S アワードフロア	東京都千代田区神田練塀町3番地 株式会社エス・ディー・エス バイオテック 代表取締役社長 阿部徹
	イムロン・ピリブチカ	ブル	
	ルブ水和剤		
21503	スタイナー・ネマ カー	バイオセーフ	"
	ボカブサエ	剤	
22785	スタイナー・ネマ グラ	バイオトピア	"
	セライ剤		
23147	インダノファン・ピラ	S D S ライジンパワー	"
	クロニル・ベンゾビシ	フロアブル	
	クロン水和剤		

令和7年3月4日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18590	イマゾスルフロン・ダ	アワードフロアブル	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 住友化学株式会社 社長 岩田圭一
	イムロン・ピリブチカ		
	ルブ水和剤		
14300	プロベナゾール粒剤	サンケイオリゼメート	鹿児島市南栄二丁目9番地 サンケイ化學株式会社 取締役社長 福谷明
	粒剤		
15707	クロルメコート液剤	サイコセル	鹿児島市南栄二丁目9番地 サンケイ化學株式会社 取締役社長 石田博基

令和7年3月12日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
13952	C A T 水和剤	シマジンフロアブル	東京都中央区晴海一丁目8番10号 シンジエンタ ジャパン株式会社 代表取締役社長 小林久哉
15434	C A T 水和剤	シマジン	"
15436	C A T 粒剤	シマジン粒剤1	"
22618	テフリルトリオン・ビ	ゲットスター1キロ粒剤	東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日產化学株式会社 取締役社長 八木晋介
	ラクロニル粒剤		
22619	テフリルトリオン・ビ	ゲットスター・フロアブル	"
	ラクロニル水和剤		
22728	テフリルトリオン・ビ	ゲットスター・ジャンボ	"
	ラクロニル粒剤		
23141	テフリルトリオン・ビ	ゲットスター・顆粒	"
	ラクロニル水和剤		
24381	テニルクロール・ピラ	バピリカフロアブル	"
	クロニル・ベンゾビシ		
	クロン水和剤		

令和7年3月17日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
4803	ジメトエート乳剤	住化ジメトエート乳剤	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 住友化学株式会社 社長 岩田圭一

6006	ジベレリン液剤	ジベレリン協和液剤	"
6007	ジベレリン水溶剤	ジベレリン協和粉末	"
8212	カルタップ粉剤	パダン粉剤	"
14397	ジメトエート粒剤	ジメトエート粒剤	"
14434	ジベレリン塗布剤	ジベレリン協和ペースト	"
15372	プロシミドン・T P N	住化ダコレックス水和剤	"
15470	フェンバレート・マラソン乳剤	ハクサップ乳剤	"
15697	ジベレリン水溶剤	ジベレリン協和錠剤	"
16760	エトフェンプロックス・カルタップ粉剤	パダントレボン粉剤D L	"
16934	エトフェンプロックス・カルタップ・バリダマイシン粉剤	パダントレバリダ粉剤D L	"
18232	エトフェンプロックス・フェリムゾン・フ	ラシントレボン水和剤	"
19277	カルタップ粒剤	パダン1キロ粒剤	"
19393	カルタップ・フラメト	パダンリソバーグ	"
20349	グルホシネット・フル	グランドボイW D G	"
21820	チウラム・T P N	S T ダコグリーン	"
21903	アセフェート水溶剤	スミフェート水溶剤	"
23204	クロチアニジン・クロラントラニリプロール・イソチアニル・フ	サイクリヒット箱粒剤	"
24769	ピリダクロメチル水和剤	ワイルドカード	"
24028	テフリルトリオン・ビラクロニル・ペノキス	ドンピシャ1キロ粒剤	"
3663	C A T 水和剤	シマジン	"
5820	C A T 粒剤	日產シマジン粒剤1	"
6602	C A T 水和剤	シマジン	"
7038	C A T 粒剤	シマジン粒剤1	"
16417	イミノクタジン酢酸	ミステラン水和剤	"
	塩・チウラム水和剤		
24271	イミノクタジン酢酸	シルベフロアブル	"
24272	イミノクタジン酢酸	ホクサンシルベフロアブル	"

製造者又は輸入者の氏名及び住所  
神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号 協友アグリ株式会社 代表取締役  
山田正和

製造者又は輸入者の氏名及び住所  
東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日產化学株式会社 取締役社長 八木晋介  
" " 東京都中央区京橋一丁目19番8号 日本農業株式会社 代表取締役社長 岩田浩幸  
" " " "

製造者又は輸入者の氏名及び住所  
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 日本曹達株式会社 取締役社長 阿賀英司  
北海道北広島市北の里27番地4 ホクサン株式会社 代表取締役社長 畠山直樹

○国土交通省告示第三百八十号  
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。  
令和七年五月十六日

一(一)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称 上北手荒巻沢
(二)	砂防法第二条の土地の表示 秋田県秋田市上北手荒巻字前田、字荒巻、字鳥越及び同市横山字石塚谷地の区域内の土地のうち、次の一地点から六十点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点	北緯三九度四一分三八秒五四八六
二点	東経一四〇度〇八分三〇秒一二〇一
三点	北緯三九度四一分三八秒五四八九
四点	東経一四〇度〇八分三〇秒二七八三
五点	北緯三九度四一分三八秒四五六九
六点	東経一四〇度〇八分三〇秒二九五
七点	北緯三九度四一分三八秒四五六七
八点	東経一四〇度〇八分三〇秒二九五
九点	北緯三九度四一分三八秒四五六七
十点	東経一四〇度〇八分三〇秒二九五
十一点	北緯三九度四一分三八秒四五六七
十二点	東経一四〇度〇八分三〇秒二九五
十三点	北緯三九度四一分三七秒三五三
十四点	東経一四〇度〇八分三二秒五九八七
十五点	北緯三九度四一分三七秒三五三
十六点	東経一四〇度〇八分三二秒五九八七
十七点	北緯三九度四一分三七秒〇四二二
十八点	東経一四〇度〇八分三二秒五九八七
十九点	北緯三九度四一分三七秒〇四二二
二十点	東経一四〇度〇八分三二秒五九八七
二十一点	北緯三九度四一分三七秒〇四二二

二十二点	北緯三九度四一分三七秒五四三三
二十三点	東経一四〇度〇八分三六秒六六六三
二十四点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
二十五点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
二十六点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
二十七点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
二十八点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
二十九点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
三十点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
三十一点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
三十二点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
三十三点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
三十四点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
三十五点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
三十六点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九
三十七点	東経一四〇度〇八分三六秒九四一
三十八点	北緯三九度四一分三六秒〇九〇九

三十九点	北緯三九度四一分三八秒〇八九〇
四十点	東経一四〇度〇八分二九秒五九九三
四十一点	北緯三九度四一分三八秒八五三
四十二点	東経一四〇度〇八分二九秒六五四八
四十三点	北緯三九度四一分三八秒六五四四
四十四点	東経一四〇度〇八分二八秒七六二〇
四十五点	北緯三九度四一分三八秒七九四〇
四十六点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
四十七点	北緯三九度四一分三八秒八一二二
四十八点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
四十九点	北緯三九度四一分三九秒〇五二二
五十点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
五十一点	北緯三九度四一分三九秒〇五二二
五十二点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
五十三点	北緯三九度四一分三九秒〇五二二
五十四点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
五十五点	北緯三九度四一分三九秒〇五二二
五十六点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
五十七点	北緯三九度四一分三九秒〇五二二
五十八点	東経一四〇度〇八分二八秒七九五
五十九点	北緯三九度四一分三九秒〇五二二
六十点	東経一四〇度〇八分二九秒二七三

二(二)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称 中山沢一
(二)	砂防法第二条の土地の表示 秋田県秋田市豊岩小山字中山、字小山沢及び同市豊岩富巻字小山境の区域内の土地のうち、次の一地点から四十三点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点	北緯三九度三八分〇五秒八九一四
二点	東経一四〇度〇七分二八秒五七〇三
三点	北緯三九度三八分〇五秒七三七六
四点	東経一四〇度〇七分二八秒四九六
五点	北緯三九度三八分〇五秒八一八〇
六点	東経一四〇度〇七分二八秒四九二
七点	北緯三九度三八分〇五秒二二三
八点	東経一四〇度〇七分二八秒二二三
九点	北緯三九度三八分〇五秒六八七
十点	東経一四〇度〇七分二八秒六六六
十一点	北緯三九度三八分〇五秒六六六
十二点	東経一四〇度〇七分二六秒五五九
十三点	北緯三九度三八分〇五秒六六六
十四点	東経一四〇度〇七分二六秒五五九
十五点	北緯三九度三八分〇五秒六六六
十六点	東経一四〇度〇七分二六秒五五九
十七点	北緯三九度三八分〇五秒六六六
十八点	東経一四〇度〇七分二六秒五五九
十九点	北緯三九度三八分〇五秒六六六
二十点	東経一四〇度〇七分二六秒五五九
二十一点	北緯三九度三八分〇五秒六六六



六点	北緯三九度二七分四二秒七九四〇
七点	東經一四〇度三六分〇六秒七六八六
八点	北緯三九度二七分四一秒三九五六
九点	東經一四〇度三六分〇七秒四二九〇
十点	北緯三九度二七分四〇秒八五二八
十一点	東經一四〇度三六分〇九秒五七一四
十二点	北緯三九度二七分三八秒三一六六
十三点	東經一四〇度三六分一〇秒八七五一
十四点	北緯三九度二七分三七秒〇九九八
十五点	東經一四〇度三六分一一秒九三五一
十六点	北緯三九度二七分三六秒三二八五
十七点	東經一四〇度三六分一一秒九九五
十八点	北緯三九度二七分三六秒九九五
十九点	東經一四〇度三六分一二秒五八二四
二十点	北緯三九度二七分三六秒六二八四
二十一点	東經一四〇度三六分一二秒〇二一九
二十二点	北緯三九度二七分三六秒一〇一九
二十四点	東經一四〇度三六分一一秒四三九四
二十五点	北緯三九度二七分三八秒二〇五六
二十三点	東經一四〇度三六分一一秒六一五六
二十二点	北緯三九度二七分三七秒一〇一秒三三二六
二十四点	東經一四〇度三六分一一秒〇八七
二十五点	北緯三九度二七分三八秒四二六五
二十三点	東經一四〇度三六分一〇秒三三二六
二十四点	北緯三九度二七分三八秒五五五三
二十五点	東經一四〇度三六分一一秒〇八七
二十三点	北緯三九度二七分三八秒二〇五六
二十四点	東經一四〇度三六分一一秒九四九
二十五点	北緯三九度二七分三七秒四一九七
二十三点	東經一四〇度三六分〇九秒八三〇七
二十四点	北緯三九度二七分三七秒七〇八五
二十五点	東經一四〇度三六分〇九秒一二四九
二十三点	北緯三九度二七分三七秒三三一七
二十四点	東經一四〇度三六分〇八秒六五八六
二十五点	北緯三九度二七分三九秒五一八四
二十三点	東經一四〇度三六分〇八秒九二一〇
二十四点	北緯三九度二七分三九秒三三一七
二十五点	東經一四〇度三六分〇八秒五〇九一
二十三点	北緯三九度二七分三九秒五一八四
二十四点	東經一四〇度三六分〇八秒七三一
二十五点	北緯三九度二七分三九秒五七三一
二十三点	東經一四〇度三六分〇七秒五六三七

二十九点	北緯三九度二七分一秒二四五八
三十点	東經一四〇度三六分〇七秒五五七一
三十二点	北緯三九度二七分一秒三五〇五
三十四点	東經一四〇度六分〇八秒〇〇七秒六三二六
三十三点	東經一四〇度六分〇八秒〇〇七秒六三二六
三十五点	北緯三九度二七分一秒三四九二
三十六点	東經一四〇度六分〇八秒〇〇七秒六三二六
三十七点	北緯三九度二七分一秒三四九二
三十九点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
三十八点	北緯三九度二七分一秒三四九二
四十点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
四十一点	北緯三九度二七分一秒三四九二
四十二点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
四十三点	北緯三九度二七分一秒三四九二
四十四点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
四十五点	北緯三九度二七分一秒三四九二
四十六点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
四十七点	北緯三九度二七分一秒三四九二
四十八点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
四十九点	北緯三九度二七分一秒三四九二
五十点	東經一四〇度三六分〇八秒〇〇七秒六三二六
五十一点	北緯三九度二七分一秒三四九二
	東經一四〇度三六分〇八秒九四四四
	北緯三九度二七分一秒三四九二
	東經一四〇度三六分〇八秒八三六四

(二) 砂防法第二条の土地の表二

(二) 砂防法第二条の土地の表示

湯ノ沢  
砂防法第二条の土地に係る河川の名称

五十六点  
五十五点  
五十四点  
五十三点  
五十二点  
北緯三九度二七分四四秒七三五五  
東經一四〇度三六分〇四秒七三五五  
北緯三九度二七分四四秒八二三八  
東經一四〇度三六分〇四秒四五七四  
北緯三九度二七分四四秒八六〇二  
東經一四〇度三六分〇四秒二八三五  
北緯三九度二七分四四秒八〇三八  
東經一四〇度三六分〇四秒一六七四  
北緯三九度二七分四四秒八四二一  
東經一四〇度三六分〇四秒〇三五二

六点	北緯三九度二六分二一秒四四三七
七点	東經一四〇度三五分三秒二三八七
八点	北緯三九度二六分一一秒五一二六
九点	東經一四〇度三五分二五秒九九一三
十点	北緯三九度二六分一一秒〇三一八
十一点	東經一四〇度三五分二七秒二三三三
十二点	北緯三九度二六分一一秒九七八八
	東經一四〇度三五分二七秒七四六一
	北緯三九度二六分一一秒六二六六
	東經一四〇度三五分二七秒五二五五
	北緯三九度二六分一一秒四七四八
	東經一四〇度三五分三〇秒〇九二〇
	北緯三九度二六分一一秒〇八五二

秋田県仙北郡美郷町金沢東村字赤長松字上湯ノ沢、字上下村及び字湯ノ沢の区域内地のうち、次的一点から十九点までを順々に結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

十三点	東經一四〇度三五分三〇秒六四一
十四点	北緯三九度二六分一四秒〇〇一九
十五点	東經一四〇度三五分二九秒一八二六 北緯三九度二六分一一秒八三〇〇 東經一四〇度二六秒八九〇〇 北緯三九度二六分〇九一秒八八七 東經一四〇度三五分二八秒〇五八〇

二点	北緯一四〇度三五分一秒五六二〇
三点	東經一四〇度三五分一秒三九〇
四点	北緯三九度三六分一秒三四九
五点	東經一四〇度三五分一秒一五六四
	北緯三九度三六分一秒八三七八
	東經一四〇度三五分一秒四〇七四
	北緯三九度三六分一秒六八七九
	東經一四〇度三五分一秒六五三六

十六点	東經一四〇度三五分二六秒〇五六/北緯三九度三六分〇九秒五〇三七
十七点	東經一四〇度三五分二四秒二七二六
十八点	北緯三九度三六分〇七秒七六八〇
十九点	東經一四〇度三五分二〇秒二五九六
東經	北緯三九度三六分〇八秒〇六九一
四〇度	東經一四〇度三五分一八秒四五二一
三五分	北緯三九度三六分〇七秒九一四八
二六秒	東經一四〇度三五分二六秒七四五三

○国土交通省告示第三百八十一号  
船舶安全法（昭和八年法律第十一  
号）の規定による、次のとおり定め  
る。

の七十において準用する同法第二十五条の四十

第一項の規定に基づき 次のと  
準用する同条六十二第一号の規定

。を更新したので、同法第二十五條の七十において

船舶安全法第二十五条の  
き、船級協会の登録を更新

する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づく

登録更新年月日 令和七年五月  
登録番号 2

Register Group Limited

AND NORTHERN IRELAND  
71 Fenchurch Street,  
LONDON E C 3

BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN

五 六 代表者の氏名 Nick Brown  
検査を行う事業所の名称及び

10 of 10

名 称

西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズ  
在地

トヨライス（横浜）

卷之三

六 検査を行つた事業所の名称及び所在地			
名 称	所 在 地		
横浜ポートオフィス 神戸事務所 長崎事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズタワーA10階 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース 三宮ビル9階 長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階		
○国土交運知第百四百八十一号 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ三第三項において準用する同法第一十五条规定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第十九条ノ十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第十九条ノ三第三項において準用する同法第一十五条规定によつて、公示する。	令和七年五月十六日	国土交通大臣 中野 洋昌	
一 登録番号 2 二 登録の更新を受けた証書発給船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited 三 登録更新年月日 令和七年五月十三日 四 住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND 五 代表者の氏名 Nick Brown 六 証書発給を行つ事業所の名称及び所在地			
七 検査を行つた事業所の名称及び所在地			
名 称	所 在 地		
横浜ポートオフィス 神戸事務所 長崎事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 タイーンズタワーA10階 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース 三宮ビル9階 長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階		
○国土交運省告示第三百八十一号 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定によつて、公示する。	令和七年五月十六日	国土交通大臣 中野 洋昌	
一 登録番号 2 二 登録の更新を受けた船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited 三 三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新したので、公示する。	令和七年五月十六日	国土交通大臣 中野 洋昌	
○国土交運省告示第三百八十四号 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定によつて、公示する。	令和七年五月十六日	国土交通大臣 中野 洋昌	
八 検査を行つた事業所の名称及び所在地			
名 称	所 在 地		
横浜ポートオフィス 神戸事務所 長崎事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズタワーA10階 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース 三宮ビル9階 長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階		
○国土交運知第百四百八十四号 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の四十六第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定によつて、公示する。	令和七年五月十六日	国土交通大臣 中野 洋昌	
一 登録更新年月日 令和七年五月十三日 二 登録番号 2 三 登録の更新を受けた船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited 四 住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND 五 代表者の氏名 Nick Brown			



## 国 会 事 項

## 衆 議 院

## 法律公布奏上通知書受領

五月十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律承認を求めるの件送付通知書受領

五月十四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案通知書受領

五月十四日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

## 質問書提出

五月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

エンゲル係数に関する質問主意書（長友よしひろ提出）  
質問書転送  
五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。  
太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問主意書  
日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書  
外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書

議事日程  
五月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第二十四号  
令和七年五月十五日（木曜日）午後一時開議

第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一  
部を改正する法律案（内閣提出）

第二 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七 老朽化マンショーン等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八 老朽化マンショーン等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十三 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十四 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十六 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十七 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十八 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十三 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十四 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十六 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十七 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十八 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十三 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十四 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十六 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十七 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十八 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三十九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十三 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十四 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十六 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十七 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十八 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四十九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十三 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十四 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十六 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十七 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十八 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五十九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十三 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十四 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十五 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十六 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十七 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十八 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六十九 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七十 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七十一 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七十二 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

質問主意書転送  
五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書（浜田聰提出（第一七号））

報告書提出  
五月十四日委員長から次の報告書を提出した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第九回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十一回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十二回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十三回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十四回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十五回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十六回国議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十七回国議員の選挙等の執行絏費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十八回国議員の選挙等の執行絏費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十九回国議員の選挙等の執行絏費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二回国議員の選挙等の執行絏費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

あつたので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日  
国土交通大臣 中野 洋昌

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示  
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録事項の変更により公示する。

1. 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第5項中「209,700円」を「219,700円」に改める。

附 則  
この公示は、令和7年6月15日から効力を生ずる。

## 国 家 試 験

## 水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一條の規定により、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

1 水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日  
1 他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ 筆記試験

水先区	期日	場 所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
釧路水先区	令和七年六月二十六日	北海道運輸局 (北海道札幌市中央大通札幌第二丁目札幌第十同庁舎)	北海道運輸局海上安全環境課部(北海道札幌市中央大通札幌第二丁目札幌第十同庁舎)	令和七年六月六日(郵送による場合) 着(六月必着)	令和七年六月六日(郵便番号〇六〇一〇四一)
伏木水先区	令和七年六月十七日	北陸信越運輸局 (新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号館)	北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課(新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番二号館)	令和七年六月六日(郵便番号〇一八五三七)	令和七年六月六日(郵便番号〇六〇一〇四一)
田子の浦水先区	令和七年六月二十四日	中部運輸局(愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号館)	中部運輸局海上安全部(愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号館)	令和七年六月六日(郵便番号〇一八五二八)	令和七年六月六日(郵便番号〇一八五二八)
佐世保水先区、島原海先区、鹿児島水先区	令和七年六月二十六日	九州運輸局(福岡県福岡市博多区十番丁目二番二号館)	九州運輸局海上安全部(福岡県福岡市博多区十番丁目二番二号館)	令和七年六月六日(郵便番号〇一八五二九)	令和七年六月六日(郵便番号〇一八五二九)

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康證明書による実施する身体検査に合格した者に

対して行つ。

口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行ふ場所を管轄する地方運輸局よりの通知する。

その他

1 郵便により受験申請する場合は、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼りた返信用封筒を必ず同封する。

1 試験の詳細については、試験を行ふ場所を管轄する地方運輸局より通知する。

1 筆記試験又は口述試験を受けないがでもなかつた者、又はかゝれに合格しなかつた者に対する試験は、試験を行ふ場所を管轄する地方運輸局より通知する。

法務省規則第110号

左記の者の申請に係る日本国に輸入の件は、い

れを許可する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣 中野 洋輔

周千隼 令和6年7月1日生

陳旭洋 昭和62年6月30日生

ビアンカ・ムラカミ 昭和63年10月4日生

嚴台鉄 昭和51年1月6日生

洪貴美 昭和47年2月28日生

金永浩 昭和43年6月5日生

金明愛 昭和45年11月28日生

金郁斗 平成20年4月7日生

金心美 平成22年8月9日生

ソーピッター・グラムタフ 平成11年7月8日生

生仙 台市泉区

劉智峰 昭和60年11月26日生

住 千葉県船橋市

南潤津 平成2年1月30日生

住 岡山市北区

李京磨 平成10年12月18日生

住 福岡県中間市

季楠 昭和59年4月27日生

住 東京都調布市

艾尼瓦爾買合甫熱提 平成2年7月10日生

住 茨城県つくば市

陳欣欣 昭和54年5月24日生

住 東京都福生市

郭東旭 昭和62年11月5日生

住 岡山県玉野市

キャサリン・サンツ・タツノ 昭和49年7月19日生

住 静岡県沼津市

リジアネ・エカリ・ハヤシダ 平成7年10月30日生

住所 静岡県富士市  
カルアーラツチ・デシャン・チャミル 平成4年7月21日生

住所 東京都三鷹市  
馬佳 昭和61年1月29日生

住所 大阪府守口市  
朴鳳任 昭和44年3月26日生

住所 大阪市生野区  
金成宝 平成6年4月2日生

住所 大阪市浪速区  
金成穂 昭和59年12月13日生

住所 大阪市生野区  
金弘仁 昭和42年11月6日生

住所 大阪市城東区  
劉知沙登 昭和59年7月26日生

住所 堺市西区  
鄭貴司 昭和37年3月20日生

住所 大阪市浪速区  
高富成 昭和61年10月2日生

住所 大阪府大東市  
姜誠一 昭和30年12月19日生

住所 千葉県習志野市  
李榮子 昭和36年6月14日生

住所 千葉県八千代市  
高全榮 昭和41年10月31日生

住所 千葉県八千代市  
馬桂娟 昭和38年3月22日生

住所 千葉県習志野市  
ビマル・リマル 平成3年12月2日生

住所 東京都足立区  
アマン・リマル 令和5年3月13日生

住所 東京都足立区  
アブドル・アウアル 昭和56年7月1日生

住所 東京都足立区  
タスピハ・アラム・タバスム 平成24年12月25日生

生タヒヤ・アラム・タバスム 令和2年1月10日生

生李直美 昭和34年12月7日生

住 東京都八王子市  
金富子 昭和29年6月6日生

住 石川県野々市市  
ニュートン・エドワルド・ツカモト 昭和45年10月21日生

住 東京都豊島区  
リイン・ディビチ・ヤエ 昭和53年1月16日生

住所 鹿児島市  
　洪静軒 平成6年10月18日生  
　陳昊昀 平成30年8月25日生  
　陳都成 令和4年3月9日生  
住所 埼玉県八潮市  
　リュウキ・フローレス 平成6年11月24日生  
住所 埼玉県川口市  
　ルパン・レイ 平成8年4月14日生  
住所 さいたま市浦和区  
　羅追江村 昭和58年5月2日生  
住所 埼玉県戸田市  
　金銀花 昭和54年3月19日生  
　鄭恩惠 平成22年5月31日生  
住所 埼玉県川口市  
　王一郎 平成元年6月10日生  
住所 埼玉県所沢市  
　司馬義江艾買提 昭和62年5月7日生  
　熱依汗那斯爾 昭和62年4月10日生  
　スマイルジョン・イルクナズ 平成29年12月6日生  
住所 埼玉県川口市  
　スパス・ラザ・カンデル 昭和56年10月6日生  
　レニール・カンデル 平成29年10月14日生  
　キアン・カンデル 令和3年11月1日生  
住所 埼玉県八潮市  
　レー・ジィ・ハオ 平成12年2月19日生  
住所 さいたま市南区  
　吳益妍 平成8年6月28日生  
住所 埼玉県所沢市  
　ラジャゴバラン・ウマ・マヘスワリ 昭和38年4月30日生  
住所 東京都豊島区  
　高傑鋒 平成10年7月30日生  
住所 大阪府交野市  
　孫夢瑩 平成5年11月2日生  
住所 大阪市福島区  
　陳明 平成18年2月8日生  
住所 大阪市淀川区  
　王英純 平成5年1月21日生  
住所 堺市堺区  
　モニケ・ユミ・コスター・イトウ 平成9年3月10日生  
住所 大阪市住之江区  
　張美蘭 平成5年2月5日生  
　伍琉璃 令和5年10月4日生  
住所 福岡県小郡市  
　グルビリンダル・シン 昭和57年7月6日生  
　マンディップ・コール 平成3年2月14日生  
　グルマント・コール 平成25年12月1日生  
　グルファテ・シン 平成28年8月31日生

住所 東京都武蔵野市  
　楊慧寧 昭和60年9月14日生  
　丁莉 昭和62年4月21日生  
　楊瑾熙 平成27年4月3日生  
　楊梓熙 平成30年6月5日生  
　楊羽熙 令和6年8月22日生  
住所 群馬県前橋市  
　林琳琳 平成元年4月9日生  
住所 滋賀県長浜市  
　李莎莎 昭和59年10月7日生  
　馮永成 平成26年11月14日生  
住所 大分市  
　尚琳琳 昭和57年7月9日生  
　劉善祺 平成25年3月22日生  
　劉善禕 平成29年5月31日生  
住所 岐阜県大垣市  
　李季春 昭和58年12月6日生  
　劉英博 令和2年8月5日生  
住所 東京都江東区  
　スミート・パレク 昭和57年4月19日生  
　金美伊 昭和45年5月22日生  
　ヴィハナ・パレク 平成29年7月19日生

## 公 告

### 概 嘗 場

### 工 場 財 団

千葉県市原市五井海岸1番2 五井ユナイテッド  
　ジエネレーション合同会社の工場財団に、千葉県  
　市原市五井海岸1番五井火力発電所の機械、器具  
　等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利  
　を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、  
　本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年5月16日

千葉地方法務局市原出張所

### 有 権 者 申 出 方

元当局所属公証人齋木稔久の身元保証金還付に  
　つき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の  
　日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年5月16日

京都地方法務局

### 相続財産清算人の選任及び相 　続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明  
　らかでないので、その相続財産の清算人を次のと  
　おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権  
　を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判  
　所に申し出てください。

### 令和7年(家)第2034号

京都府京都市山科区北花山大林町1番地の5  
　申立人 産友商事株式会社

本籍和歌山県御坊市御坊155番地、最後の住  
　所滋賀県大津市馬場1丁目3番3号植田マン  
　ション101号室、死亡の場所滋賀県大津市、  
　死亡年月日令和7年2月1日頃から10日頃ま  
　での間、出生の場所和歌山県御坊市、出生年  
　月日昭和30年4月11日、職業アルバイト

被相続人 亡 小竹 德昌

滋賀県大津市京町3丁目5番12号京町第6森  
　田ビル4階 オアシス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片山 聰

催告期間満了日 令和7年12月16日

大津家庭裁判所

### 令和7年(家)第2038号

滋賀県草津市野村1丁目25番27号増井ビル3  
　階

申立人 青木 有里

本籍滋賀県野洲市竹生2039番地1、最後の住  
　所滋賀県守山市洲本町52番地 蛍の里、死亡  
　の場所滋賀県守山市、死亡年月日令和7年1  
　月16日、出生の場所滋賀県野洲郡野洲町、出  
　生年月日昭和17年3月25日、職業無職

被相続人 亡 川 勝次

大津市中央1丁目6—15垣見ビル2階 浜大  
　津法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桶口 真也

催告期間満了日 令和7年12月18日

大津家庭裁判所

### 令和7年(家)第109号

京都府向日市寺戸町古城11番6

申立人 木内 香子

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字西大路2244番  
　地、最後の住所京都市西京区山田平尾町46番  
　地 特別養護老人ホーム京都厚生園、死亡の

場所京都市西京区、死亡年月日令和6年9月  
　8日、出生の場所京都市中京区、出生年月日  
　昭和5年3月31日、職業無職

被相続人 亡 米山 安子

事務所京都市中京区烏丸御池東入 アーバ  
　ネックス御池ビル東館6階 御池総合法律事  
　務所

相続財産清算人 弁護士 住田 浩史  
　催告期間満了日 令和7年11月27日

京都家庭裁判所

### 令和7年(家)第348号

京都市西京区桂乾町1—1

申立人 稔山 健次

本籍京都市左京区一乗寺西閉川原町11番地、  
　最後の住所京都市左京区一乗寺西閉川原町11  
　番地、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日  
　令和6年12月11日頃、出生の場所京都市左京  
　区、出生年月日昭和16年11月13日、職業無職  
　被相続人 亡 桶口 幹夫

事務所京都市山科区竹鼻竹ノ街道町10 山科  
　セントラルビル4階 山科総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田篠 明  
　催告期間満了日 令和7年11月27日

京都家庭裁判所

### 令和7年(家)第542号

京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680  
　番地1 第八長谷ビル3F

申立人 中島 忠之

本籍京都市東山区大和大路通四条下る4丁目  
　小松町11番地40、最後の住所京都市伏見区深  
　草大谷東古御香町59番60番合地 京都老人  
　ホーム、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月  
　日令和7年1月3日、出生の場所京都市下京  
　区、出生年月日昭和13年6月17日、職業無職  
　被相続人 亡 新鉢 博一

事務所京都市中京区富小路通二条上る晴明町  
　668番地3 御所南La b o 3階 真鍋法律  
　事務所

相続財産清算人 弁護士 真鍋 敦史  
　催告期間満了日 令和7年11月27日

京都家庭裁判所

**令和7年(家)第80194号**  
大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目7番20号  
申立人 永和信用金庫 代表者代表理事 木村 孝  
本籍大阪府八尾市安中町5丁目5番、最後の住所大阪府八尾市安中町5丁目5番54号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和4年3月15日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和21年2月3日、職業不明  
被相続人 亡 東 芳薰  
大阪市中央区北浜1-1-30リバービュー北浜4階  
相続財産清算人 弁護士 労之内大輔  
催告期間満了日 令和7年12月18日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80221号**  
大阪府寝屋川市池田本町16-41K'sマンション303号  
申立人 杉長 隆夫  
本籍奈良県桜井市大字忍阪793番地、最後の住所大阪府寝屋川市東大利町6番25号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和6年10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和13年2月6日、職業不明  
被相続人 亡 竹内 弘司  
大阪市中央区道修町1丁目6番7号JMFビル北浜01 9階  
相続財産清算人 弁護士 木虎 孝之  
催告期間満了日 令和7年12月16日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80248号**  
京都市南区吉祥院新田式ノ段町98番地  
申立人 池澤 祐子  
本籍京都市南区吉祥院新田式ノ段町98番地、最後の住所大阪府茨木市五十鈴町14番14号、死亡の場所大阪市西淀川区、死亡年月日平成24年1月26日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和37年4月3日、職業無職  
被相続人 亡 池田 周史  
大阪市北区堂島2-1-31京阪堂島ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 大江 智子  
催告期間満了日 令和7年12月17日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80304号**  
福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号  
申立人 福岡市長 高島宗一郎  
本籍福岡県福岡市東区舞松原3丁目13番、最後の住所大阪府大阪市天王寺区悲田院町1番9-808号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺

区、死亡年月日令和元年6月24日頃、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和40年8月23日、職業不明  
被相続人 亡 辻 隆史  
大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビルディング4階  
相続財産清算人 弁護士 奥村 太朗  
催告期間満了日 令和7年12月17日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80379号**  
大阪市阿倍野区天王寺町南2丁目22番4号スプリングハウス201  
申立人 土井佐知子  
本籍大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目12番、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町南2丁目22番4号 スプリングハウス302号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和33年2月5日、職業不明  
被相続人 亡 大串記代子  
大阪市中央区本町4-4-25 本町オルゴビル2階  
相続財産清算人 弁護士 細場 健太  
催告期間満了日 令和7年12月23日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80399号**  
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号  
申立人 枚方市  
本籍岐阜県瑞浪市陶町猿爪823番地、最後の住所大阪府枚方市渚西1丁目5番15-402号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日推定令和5年7月28日から同年8月3日までの間、出生の場所岐阜県恵那郡陶町、出生年月日昭和24年3月27日、職業無職  
被相続人 亡 伊藤 洋介  
大阪市西区江戸堀1-8-17イーエム肥後橋8階  
相続財産清算人 弁護士 山内 邦昭  
催告期間満了日 令和7年12月18日  
大阪家庭裁判所

**令和6年(家)第1704号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
申立人 神戸市  
本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸甲404番地、最後の住所神戸市須磨区離宮西町1丁目6番3号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日推定令和4年2月16日、出生の場所神戸市神戸区、出生年月日昭和12年3月30日、職業不明  
被相続人 亡 坂本 和夫

神戸市中央区明石町32番地 明海ビル7階シノディア法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高木佐和子  
催告期間満了日 令和7年12月2日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40150号**  
大阪府箕面市白島2丁目23-1  
申立人 入江 邦子  
本籍大阪府大阪市淀川区田川3丁目15番地、最後の住所兵庫県三田市学園3丁目2番地G棟903号、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和28年6月3日、職業無職  
被相続人 亡 入江 浩  
兵庫県三木市緑が丘町東1丁目1-50シラユリ第1ビル3A号室 緑が丘法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉倉美加子  
催告期間満了日 令和7年11月26日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第3号**  
鳥取県鳥取市幸町71番地  
申立人 鳥取市 代表者市長 深澤 義彦  
本籍鳥取県鳥取市栗谷町26番地、最後の住所鳥取県鳥取市栗谷町26番地1、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日推定令和5年11月7日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和45年11月3日、職業不明  
被相続人 亡 米川 崇  
鳥取県鳥取市西町1丁目210東邦ビル4階弁護士法人TNLAW支所鳥取総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山田 啓  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
鳥取家庭裁判所

**令和7年(家)第30098号**  
広島市東区牛田南1丁目5番30-301号  
申立人 松田佐智子  
本籍広島県廿日市市峰960番地、最後の住所広島市佐伯区五日市1丁目12番6号、死亡の場所広島市佐伯区、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所台南州新化郡新化街、出生年月日昭和15年11月1日、職業無職  
被相続人 亡 田中 忠  
事務所広島市中区上幟町2番36-201号  
相続財産清算人 司法書士 松田佐智子  
催告期間満了日 令和7年11月26日  
広島家庭裁判所

**令和7年(家)第30017号**  
広島県福山市東桜町3番5号  
申立人 福山市長 枝広 直幹  
本籍広島県福山市大黒町173番地、最後の住所広島県福山市引野町北3丁目1番27号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成4年1月4日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和45年4月11日、職業不明  
被相続人 亡 山田 亨  
事務所広島県福山市南蔵王町3丁目7番36号  
相続財産清算人 司法書士 藤井 康章  
催告期間満了日 令和7年11月30日  
広島家庭裁判所福山支部

**令和7年(家)第30006号**  
広島県世羅郡世羅町大字下津田148番地2  
申立人 玉本 孝幸  
本籍広島県世羅郡世羅町大字下津田1761番地1、最後の住所広島県世羅郡世羅町大字下津田1761番地1、死亡の場所広島県三次市、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所広島県世羅郡世羅西町、出生年月日昭和25年11月18日、職業無職  
被相続人 亡 玉本 健三  
主たる事務所広島県庄原市中本町1丁目8番16号  
相続財産清算人 司法書士法人広島北部司法事務所  
催告期間満了日 令和7年12月16日  
広島家庭裁判所三次支部

**令和7年(家)第7024号**  
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田404-7  
申立人 大坪 篤子  
本籍福岡県築上郡築上町大字上深野309番地1、最後の住所山口県山口市小郡船倉町2番27-904号 アルファスマート新山口駅東、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成30年2月28日、出生の場所福岡県行橋市、出生年月日昭和46年2月4日、職業不明  
被相続人 亡 大坪 憲慶  
山口県山口市中央4丁目3番4号 清水ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 徳田 恵子  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
山口家庭裁判所

## 令和7年(家)第1050号

高知県南国市稻生1312番地6

申立人 井上 末子

本籍高知県南国市稻生652番地1、最後の住所高知県南国市稻生1312番地6、死亡の場所高知県南国市、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和49年5月3日、職業自由業

被相続人 亡 井上 高広

事務所高知市長浜666番地

相続財産清算人 司法書士 西崎 信昭

催告期間満了日 令和7年11月30日

高知家庭裁判所

## 令和7年(家)第9014号

北九州市小倉北区城内1番1号

申立人 北九州市代表者市長 武内 和久  
本籍佐賀県藤津郡太良町大字多良1494番地、  
最後の住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1849番地9、死亡の場所佐賀県藤津郡太良町、死亡年月日令和6年3月23日、出生の場所佐賀県藤津郡多良村、出生年月日大正13年11月15日、職業不明

被相続人 亡 恵崎ユリ子

北九州市小倉北区木町3丁目6番7号

相続財産清算人 河原 一雅

催告期間満了日 令和7年12月2日

福岡家庭裁判所小倉支部

## 令和7年(家)第4034号

宮崎市淀川3丁目7番28号

申立人 河野由紀子

本籍宮崎県宮崎市東大淀2丁目162番地、最後の住所宮崎県宮崎市東大淀2丁目4番16号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和4年10月3日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和40年5月5日、職業会社役員

被相続人 亡 渡邊 晴彦

宮崎市上野町2番41号アクトスリー201号

相続財産清算人 司法書士 横山 茂

催告期間満了日 令和7年11月28日

宮崎家庭裁判所

## 令和7年(家)第17009号

沖縄県沖縄市泡瀬2丁目17番30号

申立人 岡本留美子

本籍沖縄県沖縄市美里4丁目2103番地2、最後の住所沖縄県沖縄市美里4丁目14番1号、死亡の場所沖縄県中頭郡北中城村、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所沖縄県沖縄市、出生年月日昭和19年5月10日、職業不明  
被相続人 亡 川上 正朝

沖縄県沖縄市登川2丁目7番3号

相続財産清算人 平田 達彦

催告期間満了日 令和7年12月2日  
那覇家庭裁判所沖縄支部

## 令和7年(家)第2007号

山形県最上郡舟形町舟形1684-41定住モデル住宅1号棟

申立人 津藤 洋一

本籍山形県最上郡鮭川村大字川口262番地、最後の住所山形県最上郡鮭川村大字川口262番地、死亡の場所山形県新庄市、死亡年月日令和元年12月9日、出生の場所山形県最上郡鮭川村、出生年月日昭和17年1月26日、職業不詳

被相続人 亡 津藤太右工門

事務所山形県新庄市沖の町4番36号弁護士法人手塚橋本法律事務所新庄事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本 一馬

催告期間満了日 令和7年11月25日  
山形家庭裁判所新庄支部

## 令和7年(家)第20021号

栃木県下野市線5丁目9番地3

申立人 芳村 勉

本籍栃木県下野市文教1丁目20番地23、最後の住所栃木県下野市文教1丁目20番地23家族の家ひまわり石橋218、死亡の場所栃木県下野市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所茨城県真壁郡竹島村、出生年月日昭和11年3月17日、職業無職

被相続人 亡 野村眞砂子

事務所栃木県栃木市昭和町6番19号 さくらメゾン1階 栃木フォレスト法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古山 弘子

催告期間満了日 令和7年11月25日  
宇都宮家庭裁判所栃木支部

## 令和7年(家)第20005号

栃木県真岡市並木町1丁目13番地1

申立人 真岡信用組合

本籍栃木県芳賀郡益子町大字芦沼263番地、最後の住所栃木県芳賀郡益子町大字芦沼263番地、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日令和元年6月21日、出生の場所栃木県芳賀郡七井村、出生年月日昭和21年2月13日、職業無職

被相続人 亡 小宅 孝重

事務所栃木県真岡市荒町2丁目10番6 谷田部ビル2階A室 もおか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 永来 知宙

催告期間満了日 令和7年11月30日  
宇都宮家庭裁判所真岡支部

## 令和7年(家)第20018号

千葉県木更津市富士見1丁目2番1号

申立人 木更津市長 渡辺 芳邦

本籍千葉県木更津市東太田1丁目16番、最後の住所千葉県木更津市東太田1丁目16番18号、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日令和元年12月30日、出生の場所大阪府大阪市浪速区、出生年月日昭和26年2月22日、職業不明

被相続人 亡 富口 悅孝

事務所千葉県木更津市新田2丁目6番1号かずさ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 恒司

催告期間満了日 令和7年12月11日  
千葉家庭裁判所木更津支部

## 令和7年(家)第20019号

千葉県木更津市富士見1丁目2番1号

申立人 木更津市長 渡辺 芳邦

本籍千葉県木更津市東太田1丁目16番、最後の住所千葉県木更津市東太田1丁目16番18号、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日平成18年11月2日、出生の場所三重県度会郡吉津村、出生年月日昭和16年8月2日、職業不明

被相続人 亡 富口由紀子

事務所千葉県木更津市新田2丁目6番1号かずさ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 恒司

催告期間満了日 令和7年12月11日  
千葉家庭裁判所木更津支部

## 令和6年(家)第30303号

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

申立人 鎌ヶ谷市

本籍千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷3丁目26番、最後の住所千葉県市川市原本3丁目12番18-201号 京葉ハイツ、死亡の場所千葉県浦安市、死亡年月日令和4年3月30日、出生の場所東京都東京品川区、出生年月日昭和17年6月13日、職業無職

被相続人 亡 星野 武史

事務所千葉県船橋市湊町2丁目12番4号湊町十二番館7階湊町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 南 友美子

催告期間満了日 令和7年12月22日  
千葉家庭裁判所市川出張所

## 令和7年(家)第70345号

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

申立人 みずほ信託銀行株式会社

本籍東京都世田谷区奥沢5丁目231番地1、最後の住所東京都世田谷区奥沢5丁目5番12号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和6年9月23日、出生の場所東京都荏原郡玉川村、出生年月日昭和7年7月6日、職業不詳

被相続人 亡 布 万里子

事務所東京都新宿区四谷本塙町4-40光丘四谷ビル10階 ウィング総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 茶谷 幸彦

催告期間満了日 令和7年12月1日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第40198号

神奈川県横浜市泉区和泉中央北5丁目16番1-303号

申立人 小菅 知明

本籍神奈川県大和市草柳2丁目29番地、最後の住所横浜市南区六ツ川3丁目101番地13、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年1月9日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和37年9月28日、職業無職

被相続人 亡 小菅 栄

事務所横浜市中区太田町1-4-2関内川島ビル4階

相続財産清算人 弁護士 小山 昌人

催告期間満了日 令和7年12月12日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40209号**  
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1594番地  
申立人 杉山十四生  
本籍神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1594番地、最後の住所横浜市戸塚区名瀬町1594番地、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所神奈川県横浜市戸塚区、出生年月日昭和46年4月18日、職業無職  
被相続人 亡 杉山 千令  
事務所横浜市中区住吉町2丁目21番地1 フレックスタワー横浜関内204  
相続財産清算人 弁護士 木村 俊春  
催告期間満了日 令和7年12月12日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40211号**  
神奈川県鎌倉市由比ガ浜2丁目4番39号  
申立人 特定非営利活動法人湘南鎌倉後見センターやすらぎ  
本籍東京都目黒区大橋2丁目642番地、最後の住所神奈川県鎌倉市城廻270番地2ささりんどう鎌倉、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所京都府京都市下京区、出生年月日昭和8年12月1日、職業無職  
被相続人 亡 岩崎 榮子  
事務所横浜市戸塚区戸塚町121番地 大川原ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 小豆澤史絵  
催告期間満了日 令和7年12月12日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第5054号**  
東京都目黒区下目黒6丁目16番13号  
申立人 株式会社ウツツ  
本籍山梨県南都留郡道志村2510番地、最後の住所神奈川県横須賀市長沢4丁目21番1号、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日推定令和6年9月15日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和40年4月14日、職業不明  
被相続人 亡 山口 裕久  
事務所神奈川県横須賀市日の出町1丁目8番地大和土地建物第3ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 角井 駿輔  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
横浜家庭裁判所横須賀支部

**令和7年(家)第7033号**  
長野市稻田2-7-16  
申立人 坂本 浩  
本籍長野県長野市大字高田725番地73、最後の住所長野市大字高田725番地73、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和25年1月12日、職業無職  
被相続人 亡 町田 哲夫  
長野市県町460番地2長教ビル2階戸崎・山内法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山内 孝次  
催告期間満了日 令和7年11月26日  
長野家庭裁判所

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和7年(家)第3008号**  
静岡県牧之原市波津1丁目14番地1  
申立人 堀池 勇  
本籍静岡県御前崎市比木1415番地、最後の住所静岡県御前崎市比木1415番地、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日平成29年6月28日、出生の場所静岡県小笠郡浜岡町、出生年月日昭和25年3月13日、職業不明  
被相続人 亡 岡村 正信  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
静岡家庭裁判所掛川支部

**令和7年(家)第3009号**  
静岡県牧之原市波津1丁目14番地1  
申立人 堀池 勇  
本籍静岡県御前崎市佐倉2107番地1、最後の住所静岡県御前崎市佐倉2107番地の1、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日令和3年12月23日、出生の場所静岡県榛原郡萩間村、出生年月日昭和4年12月25日、職業無職  
被相続人 亡 増田 信  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
静岡家庭裁判所掛川支部

**令和7年(家)第9023号**  
長崎市尾上町1番1号JR長崎駅ビル・オフィス617 弁護士法人福田・木下総合法律事務所  
申立人 相続財産清算人 弁護士 碇 健太郎

本籍長崎県長崎市立岩町72番地、最後の住所長崎市立岩町1番27号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和2年6月7日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和26年1月28日、職業会社役員

被相続人 亡 引地純一郎  
催告期間満了日 令和7年12月1日  
長崎家庭裁判所

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

### 令和7年(家)第2692号

神奈川県横浜市西区藤棚町2丁目209-10  
申立人 市川 秀子  
本籍神奈川県横浜市磯子区滝頭2丁目332番地、最後の住所不明  
不在者 市川千恵子  
大正5年2月15日生  
届出期間満了日 令和7年8月22日  
東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第250号

名古屋市守山区川東山1804番地  
申立人 石川 祐恵  
本籍名古屋市守山区川東山1804番地、最後の住所名古屋市守山区川東山1804番地  
不在者 魚澄 芳充  
大正12年6月20日生  
届出期間満了日 令和7年9月1日  
名古屋家庭裁判所

### 令和6年(家)第917号

大阪府藤井寺市西古室1丁目21番22-406号  
申立人 久谷 浩  
本籍大阪府藤井寺市東藤井寺町14番、最後の住所大阪府大阪市住吉区我孫子5丁目  
不在者 久谷 満夫  
昭和9年3月1日生  
届出期間満了日 令和7年8月31日  
大阪家庭裁判所堺支部

### 令和6年(家)第105号

福岡市早良区梅林7丁目33番1号

申立人 末吉 勝幸

本籍佐賀県多久市多久町2314番地、最後の住所佐賀県多久市多久町2314番地

不在者 末吉 宗近

昭和43年12月12日生

届出期間満了日 令和7年8月31日

佐賀家庭裁判所

### 令和7年(家)第9号

沖縄県うるま市石川東恩納501-4番地

申立人 畠山 秀子

本籍沖縄県うるま市石川377番地、最後の住所沖縄県石川市字石川377番地

不在者 佐次田秀彦

昭和29年8月8日生

届出期間満了日 令和7年9月8日

那覇家庭裁判所沖縄支部

### 失踪宣告

### 令和6年(家)第1462号

本籍静岡県富士市入山瀬551番地2、最後の住所札幌市北区北19条西3丁目2番33-405号バームツリー北19条405号

不在者 藤田 将人

昭和54年4月6日生

令和7年4月5日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第77号

本籍東京都江東区南砂3丁目5番、最後の住所栃木県佐野市金吹町4番地5サンライフ金吹A-101

不在者 川村 吉彌

昭和21年11月7日生

令和7年4月8日失踪宣告審判確定

宇都宮家庭裁判所足利支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第878号

本籍長崎県五島市上大津町750番地、最後の住所埼玉県朝霞市栄町1丁目5番10号第2渋谷荘106号室

不在者 阿野 勉

昭和33年3月16日生

令和7年4月19日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

## 除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

### 令和6年(ヘ)第37号

大阪市西淀川区姫島4丁目19番6号  
申立人 アイビ産業株式会社  
代表者代表取締役 土佐 修二  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月15日  
令和7年4月17日 大阪簡易裁判所  
(別紙) 目 錄

約束手形 1通

手形番号 TO202838

金額 125,510円

支払期日 令和5年2月15日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社三井住友銀行大阪中央支店  
振出日 令和4年10月17日

振出地 白地

振出人 クリヤマジャパン株式会社 代表取締  
役社長 小貫 成彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第274号

千葉県船橋市本中山4丁目16番6号

債務者 株式会社東和工建

代表者代表取締役 細川 直樹

1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 川名 秀太  
4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第602号

千葉県市原市五所1661番地

債務者 株式会社アトラクト

代表者代表取締役 福原 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後1時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第1867号

東京都中野区中野5丁目1番11号

債務者 有限会社フラワーユキ

代表者代表取締役 高橋トミ子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱川 俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2436号

東京都港区芝大門1-15-10 吉實ビル3階

債務者 株式会社アネビス

代表者代表取締役 秋葉 美和

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千弥
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2541号

東京都千代田区一番町13番地2

債務者 株式会社システム・ディレクト

代表者代表清算人 三ツ矢論右

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸本 有巨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2543号

東京都港区南麻布4-13-8-3F

債務者 合同会社知足

代表者代表社員 松尾昌次郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒澤 直木
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日前10時

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2580号

東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

債務者 ジー・エヌ・インターナショナル株式会社

代表者代表取締役 磯谷 亮輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野寺朝可
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2582号

東京都葛飾区東水元1丁目7番17号

債務者 株式会社ソラ

代表者代表取締役 竹石 昌子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 良輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2584号

東京都墨田区両国4丁目31番2号

債務者 株式会社ケイテック

代表者代表清算人 小林 敏夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 哲朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2586号

東京都練馬区中村北2丁目20番11号-2F

債務者 倍速DX株式会社

代表者代表取締役 吉沢 和雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐賀 豪
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2614号

東京都足立区綾瀬5-24-10、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区亀有5-34-11

債務者 株式会社ウインド

代表者代表取締役 佐々木洋史

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山平 喜子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2616号

北海道虻田郡知安町北一条西1丁目11番地

債務者 株式会社MINE

代表者代表清算人 菅 万里子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長野 孝昭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2621号

東京都江戸川区東小岩6丁目4番6号 嶋村マンション103

債務者 株式会社宝

代表者代表取締役 中川 雅充

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2638号 東京都世田谷区等々力4丁目5番9号 ラ・パルフェ・ド・シャリテ502 債務者 株式会社YAMATE 代表者代表清算人 阿部 正晴 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智也 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2662号 東京都品川区東大井3丁目22番3-205号 債務者 ワタベフードサービス有限会社 代表者代表取締役 渡部 真広 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 裕規 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2666号 東京都新宿区西五軒町4番10号 債務者 株式会社ディー・エイ・ティ・プランニング 代表者代表取締役 濑畑 康一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生田 和也 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2670号 東京都江東区豊洲3丁目5番3号 債務者 合同会社S&Eフロンティア 代表者代表社員 宮川昌太郎 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 誠	東京地方裁判所民事第20部
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2694号 東京都港区六本木7丁目7番7号 Tri-S Seven Roppongi 8F 債務者 Makes Investment株式会社 代表者代表取締役 高橋 洋一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻 祐一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2710号 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目8番11-305号 債務者 株式会社センカ 代表者代表取締役 橋本 雅幸 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2711号 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目8番11-306号 債務者 株式会社ニューライン 代表者代表清算人 橋本 雅幸 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2712号 東京都渋谷区恵比寿南3丁目2番13号 債務者 株式会社ドゥニーム 代表者代表取締役 橋本 雅幸 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第420号 神奈川県藤沢市高倉2308番地の1 プリオール湘南長後201 債務者 三上 和則 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻居 弘平 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで	横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第496号 東京都国立市中2丁目15番地の1 グリーンピア国立B-202 債務者 嵩野 洋子 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 啓介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月22日午後2時45分 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第513号 東京都八王子市上柚木3丁目14番地5-606 債務者 福 輝彦 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 健太 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第87号 茨城県稲敷郡阿見町大字曙144番地35 債務者 清水富士夫 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 幸惠 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第139号 新潟市西蒲区竹野町2463番地42 債務者 佐藤 千穂 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩原 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで	水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第27号 新潟県胎内市長橋下298番地2 債務者 小熊車体こと 小熊 行男 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 克哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 富山地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第104号 福島県郡山市富久山町久保田字大久保68番地の1 エルム郡山201号 債務者 佐藤 龍治 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齊藤 好明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生有美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中崎 正博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第341号 徳島県徳島市国府町芝原字東分119番地の1 債務者 井若 由美 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木ア佐美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 彩香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横田 直哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第272号 横浜市港南区笹下6丁目39番3-207号 債務者 吉川 謙介 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 康広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠崎 和則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤明日佳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和6年(フ)第236号 静岡県伊東市南町1丁目2番12号 メゾンみのり202号 債務者 内田 雅之	1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 草野友里恵	1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神 琢磨	1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

<b>令和7年(フ)第44号</b> 佐賀県鳥栖市蔵上1丁目203番地 ドルフ式 番館101、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2152番 地3 市営鳥栖南部団地アパート14棟11 債務者 別府 勉 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下津浦 公 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第233号</b> 埼玉県越谷市レイクタウン2丁目33番地17 レスピワールA101、旧住所埼玉県越谷市大 字向畑605番地7 債務者 鎌田 守力 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮下 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第98号</b> 金沢市泉野町4丁目20番2号 シニアハウス 香林苑泉野、従前の住所金沢市畠田西1丁目 87番地1 債務者 屋尾 陽一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 瑞季 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月1日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 金沢地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第178号</b> 静岡市葵区北5丁目10番35号 傾債務者 吉田 人士 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部 <b>破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間</b>	<b>令和7年(フ)第133号</b> 函館市東山1丁目4番8号 傾債務者 鈴谷 寛子(旧姓大槻) 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第405号</b> 神奈川県海老名市中新田4丁目4番3-104 号 傾債務者 舟橋 大樹 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 順 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第144号</b> 函館市深堀町10番4号 傾債務者 上戸 真裕 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第518号</b> さいたま市大宮区高鼻町1丁目6番地 高鼻 コーポ2-B 傾債務者 高橋 勇貴 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第667号</b> さいたま市中央区本町東3丁目14番7-304 号 傾債務者 田鎖ひとみ 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第197号</b> 静岡県藤枝市稻川1丁目11番48号 傾債務者 菊川 一夫 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥居 恭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第147号</b> 函館市高松町435番地68 傾債務者 田中 孝治	<b>令和7年(フ)第519号</b> さいたま市大宮区高鼻町1丁目6番地 高鼻 コーポ2-B 傾債務者 森田 莉奈 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第94号</b> 群馬県高崎市上中居町707番地2 6号室 傾債務者 青木 綾子 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 前橋地方裁判所高崎支部

## 令和7年(フ)第93号

静岡県三島市梅名391番地の1 ヴァン  
ヴェール梅名外苑113、前住所静岡県三島市  
安久151番地の3 レオパレスSHUYU  
II-109

債務者 青木 貴子(旧姓神尾)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第583号

名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘  
2棟615号

債務者 磯尾 功

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第584号

名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘  
2棟615号

債務者 磯尾 静代

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第688号

名古屋市緑区滝ノ水1丁目916番地 コート  
ヴィレッジ滝の水B棟203号

債務者 原田 明音

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第697号

愛知県清須市清洲1828番地 MY松原東103  
債務者 沢崎 理奈(旧姓我満)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第730号

名古屋市名東区牧の里1丁目1317番地 ファ  
ミール牧の里102号

債務者 黒木小百合

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第739号

愛知県愛西市赤目町山之神30番地1

債務者 紺野 慎子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第751号

名古屋市千種区徳川山町5丁目2番10-402  
号 金児荘

債務者 近藤 慎子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第799号

愛知県豊明市新栄町5丁目31番地1 ハイツ  
ストニーヒル3E号、従前の住所愛知県豊  
明市前後町仙人塚1750番地426 ジラソーレ  
仙人塚A棟102号

債務者 田中あかね

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第27号

京都府亀岡市篠町篠下西裏31-4 MARIA  
PARK 202号室、住民票上の住所京都  
市西京区大枝東長町1番地206 アンブルー  
ルフェールエビンールード103号

債務者 長谷部彰大

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
京都地方裁判所園部支部破産係

## 令和6年(フ)第211号

香川県高松市宮脇町2丁目37番2-403号  
市住、申立時の住所香川県高松市高松町1452  
番地21

債務者 谷本みゆき

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第119号

香川県高松市元山町464番地8

債務者 鈴木 元希

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第115号

代替住所A(旧住所) 佐賀県鳥栖市原町1322  
番地2 C B鳥栖アジュール102

債務者 松本 祐樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第118号

福岡県久留米市津福本町2199番地1 クレー  
ル津福II 102号

債務者 高橋 重正

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第258号

北九州市小倉北区今町2丁目4番12号

債務者 後藤 泉

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第252号

川崎市川崎区南町7番地11 エンゼルハイム  
川崎 203

債務者 鈴木 聖子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第258号

川崎市多摩区菅城下5番9号 グリーンヒル  
多摩 106

債務者 松村 勇吹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

<b>令和7年(フ)第68号</b> 岐阜県各務原市那加織田町2丁目105番地 債務者 山口 延宜 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第198号</b> 静岡県藤枝市稻川1丁目11番48号 債務者 菊川千枝子 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>2 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年4月30日午後1時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年4月30日午後1時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第199号</b> 静岡県藤枝市稻川1丁目11番48号 債務者 菊川 岳博 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後3時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年4月30日午後1時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 京都地方裁判所第5民事部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年4月30日午後1時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第203号</b> 静岡県静岡市清水区江尻町14番13-3号 債務者 平野 春枝 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月1日午前11時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年4月30日午後1時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後5時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第230号</b> 静岡市駿河区西平松191番地の2 債務者 平 奈緒 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月1日午前11時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後4時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後5時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第535号</b> 福岡市南区皿山1丁目8番5号 プレアール皿山202号 債務者 石井 愛 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年6月30日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第228号</b> 福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿852番地9 夏井ヶ浜リゾートマンション806号 債務者 戸高 義満 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後4時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後4時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年5月2日午後5時 <b>2 主文</b> 債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第2853号</b>	東京都足立区梅島3丁目14-14 債務者 鬼久保瑠美子
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第2855号</b>	
東京都足立区谷中4丁目10-12 ウィング T・北綾瀬302 債務者 池田 里美	
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第2915号</b>	
東京都杉並区下井草4丁目24-16-103 債務者 斎藤 和昂	
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第2917号</b>	
東京都新宿区若松町21-12-102 債務者 村上 章	
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	

<b>令和7年(フ)第2920号</b>	東京都品川区小山台1丁目15-23 債務者 須藤 慎
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第2921号</b>	
東京都品川区小山台1丁目15-23 債務者 須藤 エミ	
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第3028号</b>	
東京都中野区野方4丁目33-4 債務者 土岐 美行	
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第1260号</b>	
大阪市阿倍野区昭和町1丁目5番22号 サン ロイヤル昭和町II503号 債務者 吉木 宏礼	
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月15日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	
<b>令和7年(フ)第1602号</b>	大阪府門真市宮野町3番11-202号 債務者 倉田 真
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで	
5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	
<b>令和6年(フ)第2000号</b>	
福岡市南区大橋2丁目14番12号 破産者 株式会社ばさら Company	
1 決定年月日 令和7年4月30日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
福岡地方裁判所第4民事部	
<b>令和6年(フ)第3931号</b>	
大阪市福島区福島5-12-19 破産者 株式会社なが乃太重郎	
1 決定年月日 令和7年5月2日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
大阪地方裁判所第6民事部	
<b>令和6年(フ)第5371号</b>	
大阪府枚方市茄子3丁目8番1-103号 破産者 株式会社ヤオシユウ	
1 決定年月日 令和7年5月2日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
大阪地方裁判所第6民事部	
<b>令和6年(フ)第1557号</b>	
横浜市中区伊勢佐木町6丁目146-3ストー ク伊勢佐木六番館301 破産者 株式会社グッドプロパティ	
1 決定年月日 令和7年5月7日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
横浜地方裁判所第3民事部	
<b>令和6年(フ)第2599号</b>	
横浜市中区羽衣町2-5-1宮本第1ビル 401 破産者 株式会社アド・クリエイション	
1 決定年月日 令和7年5月7日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
横浜地方裁判所第3民事部	

<p><b>令和6年(フ)第2908号</b> 神奈川県大和市深見西4丁目6番11-208号 破産者 株式会社エリオス 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和6年(フ)第1825号</b> 福岡市南区弥永団地1番104号 市営弥永住宅1棟 破産者 小田 賢人 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p>
<p><b>令和6年(フ)第305号</b> 石川県白山市相木町100番地5 破産者 K S C コーポレーション株式会社 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和6年(フ)第2001号</b> 東京都足立区古千谷本町2丁目23番26号 シャンブルージュ103、開始決定時の住所福岡市城南区七隈7丁目6番13号 シャンブル七隈101号 破産者 近田 誠 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p>
<p><b>令和6年(フ)第314号</b> 広島市佐伯区美の里1丁目11番48-26号 破産者 有限会社高野内装 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和6年(フ)第653号</b> 大阪市平野区長吉出戸1丁目5番10-207号 破産者 studio agateこと 金城 孝明 1 決定年月日 令和7年5月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p><b>破産手続廃止及び免責許可決定</b></p> <p><b>令和6年(フ)第871号</b> 福岡市南区花畠1丁目37番1号、開始決定時の住所福岡市南区横手2丁目17番3-503号 第47川崎ビル 破産者 坂倉 章子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和6年(フ)第5372号</b> 大阪府枚方市茄子作3丁目8番1-103号 破産者 釜屋 和樹 1 決定年月日 令和7年5月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部</p>
<p><b>令和6年(フ)第760号</b> 福岡市博多区吉塚7丁目1番8-502号 株環境開発吉塚第3社宅 破産者 犀田 勇樹 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和6年(フ)第516号</b> 長崎県長崎市女の都4丁目7番4号 破産者 霽田 幸子 1 決定年月日 令和7年5月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 旭川地方裁判所民事部</p>
<p><b>令和6年(フ)第1558号</b> 横浜市中区弥生町4丁目39番地2 第一山本ビル503号 破産者 朝比奈秀二 1 決定年月日 令和7年5月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和6年(フ)第505号</b> 宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸599番地2 県住57-1-505、前住所宮崎市下原町332番地2 アルファスマート青葉北II306号 破産者 谷川 彩未</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	

<b>令和5年(フ)第1503号</b>	千葉市花見川区作新台3丁目23番5号 メゾンペールD103号 破産者 落合 忠 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和6年(フ)第342号</b>	千葉県八街市大閑88番地34 破産者 前田 幸治 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和4年(フ)第7180号</b>	富山県富山市婦中町速星1064番地 セフィラ速星101号、開始決定時の住所兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1397-1 プロムナードB104 破産者 佐藤 幸司 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第69号</b>	富山県高岡市内島160番地 破産者 株式会社片山製作所 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	富山地方裁判所高岡支部
	<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>
<b>令和6年(フ)第379号</b>	茨城県水戸市元吉田町2973番地 ジョイⅢ・207号 破産者 和泉 貴士

1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	水戸地方裁判所	1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	山形県新庄市大字鳥越997番地の23 破産者 神部 明 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第45号 山形地方裁判所新庄支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	山形地方裁判所新庄支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	新潟県佐渡市梅津2317番地1 朱鷺いろの杜 梅津、開始決定時の住所新潟県佐渡市浜田140番地1 歌代の里 破産者 名畑 良平 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第7号 新潟地方裁判所佐渡支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	新潟地方裁判所佐渡支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	宮崎市宮田町7番37号 若草病院、住民票上の住所宮崎市田野町乙3667番地 破産者 川越 孝二 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第237号 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第4010号 代替住所A(旧住所:大阪府枚方市走谷2丁目17番4号) 破産者 手のぬくもり整骨院こと辻下 拓男 1 期日 令和7年7月10日午後2時40分 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年4月23日 大阪地方裁判所第6民事部
---	---------	---	--------------	---	---	----------------------------	---	-------------	---	--	------------------------------	---	----------------	---	--	-----------------------------	--	-------------	--	-------------	--	--

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和6年(フ)第388号**

千葉県成田市並木町120番地21  
破産者 井上 麗

異議申述期間 令和7年6月27日まで  
令和7年5月2日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第71号**

千葉市緑区大木戸町1200番地73 ケアハウス  
千寿苑

破産者 佐野 功治

異議申述期間 令和7年7月1日まで

令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第55号**

千葉市中央区花輪町46番地43 レオパレスバ  
ンピーノ花輪104号  
破産者 廣澤 明美

異議申述期間 令和7年7月2日まで

令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第193号**

千葉市若葉区若松町975番地18 ファミール  
若葉101号  
破産者 大崎 直年

異議申述期間 令和7年7月2日まで

令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(フ)第5253号**

大阪府吹田市垂水町1丁目20番24号 (104)  
破産者 野崎 和久

異議申述期間 令和7年7月2日まで

令和7年5月7日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第260号**

千葉県市川市相之川2丁目14番22-301号(f  
ak t 2)  
破産者 泉 智与

異議申述期間 令和7年7月3日まで

令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第278号**

大阪府東大阪市西堤本通1丁目2番31号  
破産者 土井 光恵(旧姓広津)

異議申述期間 令和7年7月3日まで

令和7年5月8日

大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可決定****令和7年(フ)第12号**

佐賀県伊万里市二里町八谷搦66番地2  
破産者 尾崎 博幸

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所武雄支部

**特別清算開始****令和7年(ヒ)第2024号**

東京都千代田区神田佐久間町4丁目22番1号  
清算株式会社 株式会社徳禅庵

代表清算人 海庵 誠二

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。

東京地方裁判所民事第20部

**特別清算終結****令和5年(ヒ)第2057号**

東京都渋谷区渋谷1丁目1番16号  
清算株式会社 株式会社T A K E O F F 7

1 決定年月日 令和7年4月28日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第2009号**

東京都中央区日本橋茅場町2丁目5-5 SK  
茅場町ビル8階

清算株式会社 株式会社ジェイエスティソ  
リューションズ  
代表清算人 黒岩 義浩

1 決定年月日 令和7年4月28日

2 主文 次の協定を認可する。

**協定****第1 通則****1 協定の対象となる債権**

本協定の対象となる債権は、株式会社  
ジェイエスティソリューションズ(以下「清  
算株式会社」という)に対する本特別清算

手続開始決定日までの原因に基づいて発生  
した債権(以下「協定債権」という)とする。

**2 利息・遅延損害金の免除**

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

**3 弁済の方法及び端数の処理****(1) 弁済の方法**

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算代理人事務所(東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキヨウサウスタワー13階)において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する(振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

**(2) 弁済における端数の処理**

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

**第2 協定債権の弁済及び放棄****1 協定債権の弁済**

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

**2 協定債権の放棄**

各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

**3 追加弁済**

上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。  
(別紙省略)

以上  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第2号**

長崎市築町5番10号

清算株式会社 株式会社I S

代表清算人 井上 勤

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 次の協定を認可する。

**協定**

1 清算株式会社は、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

2 前項の弁済は、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4 協定債権者長崎県信用保証協会は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。

5 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。ただし、この場合において、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社が第3項により行った債務の免除は、弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

長崎地方裁判所

<p><b>監督命令</b></p> <p><b>令和7年（再）第1号</b> 鹿児島市桜島武町26番地1 再生債務者 有限会社海幸</p> <p>1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。</p> <p>2 監督委員 鹿児島市金生町1番1号 ラウンドクロス鹿児島5階 南日本総合法律事務所 弁護士 西 達也 令和7年4月28日 鹿児島地方裁判所民事第3部</p> <p><b>再生計画認可</b></p> <p><b>令和6年（再）第1号</b> 島根県松江市東出雲町揖屋1196番地 再生債務者 医療法人ちどり</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。</p> <p>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。</p> <p>令和7年4月28日 松江地方裁判所民事部</p> <p><b>再生手続終結</b></p> <p><b>令和2年（再）第13号</b> 大阪府枚方市山之上西町32番15号 再生債務者 医療法人愛成会</p> <p>1 主文 本件再生手続を終結する。</p> <p>2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した後3年が経過した。</p> <p>令和7年4月30日 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p><b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b></p> <p><b>令和7年（再イ）第22号</b> 神戸市中央区磯辺通2丁目1番23-502号 再生債務者 野村 侑希</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p><b>令和6年（再イ）第58号</b> 兵庫県西宮市門前町15番27号 再生債務者 近藤 稔吾</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 神戸地方裁判所尼崎支部</p> <p><b>令和6年（再イ）第74号</b> 兵庫県西宮市津門川町12番7-204号 再生債務者 中川 秀光</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日</p>	<p><b>令和7年（再イ）第3号</b> 福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈323番地26 再生債務者 三毛 哲也</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日</p> <p>福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第4号</b> 秋田県潟上市天王字追分92番地5 再生債務者 佐藤 貴博</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月29日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日</p> <p>秋田地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和6年（再イ）第19号</b> 新潟県胎内市東牧1208番地96 再生債務者 高橋 照夫</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月29日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日</p> <p>新潟地方裁判所新発田支部</p> <p><b>令和6年（再イ）第6号</b> 鳥取県倉吉市海田西町1丁目43番地1 再生債務者 森田 実樹男</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月29日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日</p> <p>鳥取地方裁判所倉吉支部</p> <p><b>令和6年（再イ）第40号</b> 宮崎市大字恒久6825番地2 再生債務者 吉野 由澄</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月5日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月5日まで 令和7年5月8日</p> <p>宮崎地方裁判所民事部個人再生係 <b>小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定</b></p> <p><b>令和4年（再イ）第26号</b> 香川県高松市牟礼町牟礼2523番地3 マリオン八栗605号 再生債務者 田井 涼司</p> <p>1 決議に付する変更再生計画案 令和7年4月25日 付け変更再生計画案</p> <p>2 変更再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年4月28日</p> <p>高松地方裁判所民事部破産・再生係 <b>小規模個人再生による再生計画認可</b></p> <p><b>令和6年（再イ）第17号</b> 佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地597 再生債務者 川野 智子</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。</p> <p>2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年4月25日 佐賀地方裁判所武雄支部 <b>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</b></p> <p><b>令和6年（再ロ）第2号</b> 三重県鈴鹿市東旭が丘2丁目2番3号 再生債務者 芝田 優</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日 津地方裁判所再生係</p>
--	---	--

## 給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再口)第3号

秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場1番地359

再生債務者 七戸 雅義

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第4号

秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場1番地359

再生債務者 七戸由美子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第14号

京都府木津川市加茂町里宇留志32番地

再生債務者 遠藤 公男

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再口)第3号

福島市飯坂町字山ノ下9番地の1

再生債務者 青木 雄司

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日 福島地方裁判所

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求

又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

東京都北区豊島5-2-20-101

(不動産登記記録上の住所) 東京都北区豊島

七丁目16番6号

申立人 片柳由美子

亡松田信夫の最後の住所 埼玉県川口市上青

木西2丁目1番5-102号 中銀青木公園団

地5号棟

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県川口市西

川口一丁目31番16号

所在等不明共有者 亡松田信夫相続財産

届出期間満了日 令和7年8月29日

令和7年4月28日

札幌地方裁判所苦小牧支部

(別紙) 物件目録

所在 苦小牧市字錦岡

地番 495番244

地目 山林

地積 1451平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

令和7年(チ)第2号

熊本県人吉市下原田町字瓜生田388番地

申立人 澄上 良治

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 球磨郡球磨村大

字三ヶ浦丙26番地

所在等不明共有者 川口 止

届出期間満了日 令和7年8月29日

令和7年4月28日 熊本地方裁判所人吉支部

(別紙) 物件目録

所在 球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字那良口

地番 24番2

地目 宅地

地積 125.01平方メートル

共有者 川口 止の共有持分 3分の2

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあつたので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

群馬県高崎市倉賀野町4631番地8

申立人 株式会社E C O P e a c e

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北海道虻田郡俱知安町南3条西2丁目11番地

所有者 坂口トシエ

届出期間満了日 令和7年6月25日

令和7年4月25日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虻田郡俱知安町字異

地番 149番10

地目 山林

地積 3292平方メートル

令和7年(チ)第2号

群馬県高崎市倉賀野町4631番地8

申立人 株式会社トライ

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都千代田区

飯田橋3丁目11番22号

所有者 国土地研株式会社

届出期間満了日 令和7年6月25日

令和7年4月25日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虻田郡俱知安町字異

地番 148番1

地目 山林

地積 606平方メートル

令和6年(チ)第8号

秋田県男鹿市船越字前野98-42

申立人 下間 俊悦

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 秋田市飯島美砂

町1番26号

所有者 新酒 賢一

届出期間満了日 令和7年6月25日

令和7年4月25日

秋田地方裁判所民事第2部

## (別紙) 物件目録

1 所在 渕上市天王字細谷長根

地番 79番35

地目 原野

地積 350平方メートル

2 所在 渕上市天王字細谷長根

地番 32番47

地目 公衆用道路

地積 57平方メートル

令和7年(チ)第3号

兵庫県伊丹市北本町3丁目105番地

申立人 株式会社精和工業所

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 兵庫県尼崎市崇徳院2丁目76番地

共有者 中村 清洲

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 兵庫県尼崎市東難波町5丁目29番1号

共有者 芦野 善文

届出期間満了日 令和7年6月30日

令和7年4月30日 神戸地方裁判所伊丹支部

(別紙) 物件目録

所在 伊丹市北本町3丁目

地番 88番

地目 宅地

地積 3.43平方メートル

令和7年(チ)第1号

山口市鋳銭司5698番地2

申立人 山口市鋳銭司土地改良区

(亡)行文男の最後の住所及び不動産登記記録上の住所) 山口市大字鋳銭司4878番地

所有者 亡)行文男相続財産

届出期間満了日 令和7年6月27日

令和7年4月23日 山口地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 山口市鋳銭司字鍛冶屋河内

地番 4724番1

地目 田

地積 1588平方メートル

2 所在 山口市鋳銭司字鍛冶屋河内

地番 4724番2

地目 公衆用道路

地積 62平方メートル

3 所在	山口市鋳銭司字鍛冶屋河内 地番 4729番 地目 田 地積 512平方メートル
4 所在	山口市鋳銭司字鍛冶屋河内 地番 4730番1 地目 田 地積 1040平方メートル
5 所在	山口市鋳銭司字丸山 地番 4763番 地目 畑 地積 19平方メートル
6 所在	山口市鋳銭司字久保田 地番 4822番 地目 田 地積 1523平方メートル
7 所在	山口市鋳銭司字小木戸 地番 4835番1 地目 田 地積 933平方メートル
8 所在	山口市鋳銭司字小木戸 地番 4835番2 地目 公衆用道路 地積 23平方メートル
9 所在	山口市鋳銭司字小木戸 地番 4835番4 地目 田 地積 1210平方メートル
<b>令和7年(チ)第6号</b>	
熊本県合志市福原1077番地 申立人 西島 久子 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 菊池郡合志町大字福原1016番地 共有者 村崎 政一 届出期間満了日 令和7年6月27日	
令和7年4月25日 熊本地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 合志市福原字新山 地番 1396番3 地目 山林 地積 593平方メートル 不明共有者の持分 54分の2	

令和7年(チ)第1号	那覇市若狭2丁目13番13号 申立人 石井 大輔 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所)(記載なし) 所有者 不明(管理者 琉球政府)
届出期間満了日 令和7年6月26日 令和7年4月25日 那覇地方裁判所 (別紙) 物件目録	那覇市若狭2丁目 地番 13番9 地目 宅地 地積 13.37平方メートル
	2 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番10 地目 宅地 地積 4.49平方メートル
	3 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番11 地目 宅地 地積 2.14平方メートル
	4 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番12 地目 宅地 地積 13.15平方メートル
	5 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番13 地目 宅地 地積 6.54平方メートル
	6 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番14 地目 宅地 地積 13.24平方メートル
	7 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番15 地目 宅地 地積 6.90平方メートル
	8 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番16 地目 宅地 地積 11.04平方メートル
	9 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番17 地目 宅地 地積 8.87平方メートル

10 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番18 地目 宅地 地積 4.32平方メートル
11 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番19 地目 宅地 地積 11.00平方メートル
12 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番20 地目 宅地 地積 11.00平方メートル
13 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番21 地目 宅地 地積 10.96平方メートル
14 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番22 地目 宅地 地積 11.18平方メートル
15 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番23 地目 宅地 地積 11.07平方メートル

**会社その他の公告**

会社公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 掲載紙 官報	掲載の日付 令和7年5月16日
(乙) 掲載頁 六十二頁(号外第六十九号)	掲載の日付 令和7年5月16日
(甲) 株式会社ロッピングライフ	東京都港区西麻布一丁目二番九号 代表取締役 中村 雪浩
(乙) 株式会社イッティ	東京都港区六本木七丁目一八番一八号 代表取締役 尾崎 雅彦

会社公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) https://www.daiki-axis.com/	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(乙) https://www.daiki-axis.com/	なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。
会社公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 株式会社ダイキアクシス・サステナブル・パワー	東京都中央区東日本橋二丁目一五番四号 埼玉県さいたま市見沼区深作二丁目三番二号 代表取締役 堀淵 昭洋
(乙) 株式会社メテア	代表取締役 堀淵 昭洋

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年九月二十六日  
掲載頁 九十五頁 (号外第二二四号)

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年九月三十日  
掲載頁 一三五頁 (号外第三二八号)

令和七年五月十六日

(甲) 株式会社BCJ-94  
代表取締役 杉本 勇次  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 三菱ケミカルグループ株式会社  
代表執行役 築本 学  
ムズ  
代表取締役社長 山根信一郎

株式会社ティーネットジャパン  
代表取締役社長 木本 泰樹

香川県高松市成合町九三〇番地一〇

(甲) 株式会社ティーネットH.P.システム  
代表取締役社長 木本 泰樹

東京都港区芝浦一丁目一番一号

(乙) 株式会社テイ・ネットH.P.システム  
ムズ  
代表取締役社長 山根信一郎

当社(甲)は、吸収分割により西尾レントオール株式会社(乙、住所大阪市中央区東心斎橋一丁目一一番一七号)の海外発電機レンタル事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.sacos.co.jp/jir/index.html>  
(乙) <https://www.nishio-rent.co.jp/>

東京都品川区東五反田四丁目五番三号  
サコス株式会社  
代表取締役 濑尾 伸一

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月十六日

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号  
(甲) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 三菱ケミカルグループ株式会社  
代表執行役 築本 学  
ムズ  
代表取締役片石 貴展

(丙) 株式会社pooi  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済  
令和七年五月十六日

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号  
(甲) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 三菱ケミカルグループ株式会社  
代表執行役 築本 学  
ムズ  
代表取締役片石 貴展

(丙) 株式会社pooi  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
スビル五階  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済  
令和七年五月十六日

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

埼玉県朝霞市膝折町二丁目五番二号  
(甲) 株式会社yutori  
代表取締役 片石 貴展  
ロジー  
東京都中央区工コロジカル・ライフ・テクノ  
ロジー  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号  
(丙) 株式会社pooi  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号  
(乙) 株式会社YZ  
代表取締役 舟橋 誠  
東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。





